

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」に関する実態把握調査（暫定値）

資料5

平成27年12月2日

1. 調査の目的

平成26年度間に発生した、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、第1号の事案の概要を把握するとともに、第2号の発生件数と「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の不登校の状況で「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した人数の差についてその状況を確認する。

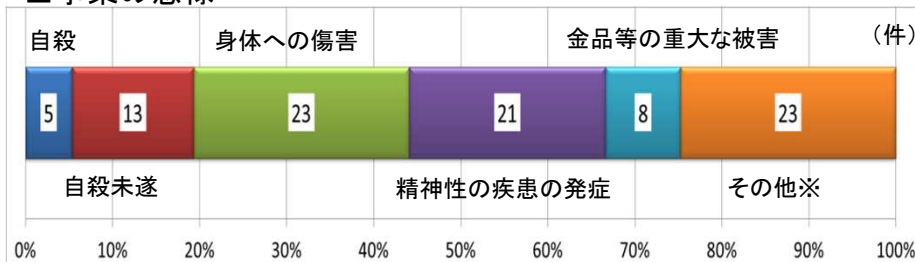
2. 調査の内容等

- (1) 平成26年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について
- (2) 平成26年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数と「不登校になったきっかけと考えられる状況」が「いじめ」と計上されている人数の差について

3. 調査結果1: 「重大事態」(第1号)について

■ 発生件数: 93件

■ 事案の態様



※「その他」の主な内容

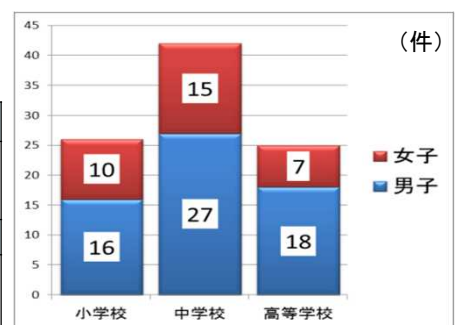
- ・自殺未遂には至らなかったが「死にたい」という自殺をほのめかす言葉があった。
- ・悪質な行為により、登校できない状況となった。
- ・けがには至らなかったが大けがにつながる危険な行為を受けた。
- ・保護者の訴えにより「重大事態」(第1号)の疑いがあると判断したもの。等

■ 事案の概要

- ・同級生からSNS等インターネットを介した誹謗中傷を受けたことにより、登校をしづったり自死をほのめかしたりするなどしたもの。警察、病院と連携し対応。
- ・複数の生徒から複数回にわたり、多額の金品を喝取されるとともに、その際、暴力や嫌がらせを受けたもの。
- ・加害生徒との関係に不安を訴え欠席がちとなり、精神的に不安定になったため医療機関を受診したもの。

■ 学校種別、男女別件数(件)

小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
16	10	27	15	18	7	0	0	61	32



■ 警察との連携状況

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
連携した	12	46.2	21	50.0	14	56.0	0		47	50.5
連携していない	14	53.8	21	50.0	11	44.0	0		46	49.5

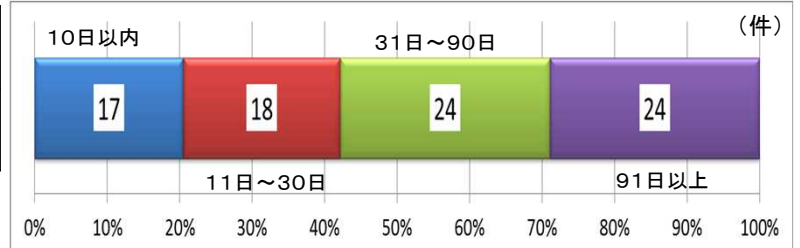
■調査の進捗状況(平成27年3月31日時点)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
調査済みの事案	24件	38件	21件	0件	83件
調査中の事案	2件	4件	4件	0件	10件

■調査機関

当該学校	76件
当該学校の設置者 (当該学校以外)	17件

■調査期間



■調査の結果、いじめがあったものと判断したか

判断した事案	77件	判断しなかった事案	6件
--------	-----	-----------	----

■地方公共団体の長(文部科学大臣)への報告、調査の実施等、法にのっとり対応について

- ・事案発生把握時の地方公共団体の長等への報告→77件/93件※(82.8%)
- ・事案発生把握時の教育委員会会議への報告→55件/80件※(68.8%)
- ・調査結果の地方公共団体の長等への報告→69件/83件※(83.1%)
- ・被害者への調査結果の情報提供→77件/83件(92.8%)
- ・再調査の実施→3件/83件(3.6%):3件中2件は調査中、1件は調査済み(3月31日現在)
※重大事態(第1号)発生件数:93件、うち公立学校:80件、調査済みの事案:83件

4. 調査結果2:「重大事態」(第2号)について

■「重大事態」(第2号)の件数と不登校のきっかけが「いじめ」の人数

年度	重大事態(第2号)(件)	不登校きっかけ「いじめ」(人)	差
26年度	383	1,424	1,041
25年度※	122	2,119	1,997

※平成25年度の重大事態は、法が施行された平成25年9月28日以降、約半年間の状況

不登校のきっかけが「いじめ」であって、「重大事態」でない理由

- きっかけとなるいじめの発生がいじめ防止対策推進法の施行前であったため。(373件)
- いじめがきっかけで登校できなくなったが、早期対応により早い段階でいじめが解消した。その後、複合的な要因で欠席するようになり、年間30日を超える欠席となった。(594件)
- 転入前の学校におけるいじめが不登校のきっかけとなっているもの。(29件)